

れいわ ねんどぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい
令和3年度文京区障害者地域自立支援協議会

だい かいしょうがいとうじしゃぶかい けんりようごせんもんぶかい ごうどうかいさい しだい
第2回障害当事者部会・権利擁護専門部会 合同開催 次第

れいわ ねん がつ にち か ごぜん じ ごぜん じ
令和3年11月30日 (火) 午前10時から午前12時まで

くみん かいぎしつ
区民センター2-A会議室

1 かいかいあいさつ じりつしえんきょうぎかい かいちょう たかやまし
開会挨拶 自立支援協議会 会長 高山氏より

2 かくぶかい せつめいおよびじ こしょうかい
各部会の説明及び自己紹介

(1) しょうがいとうじしゃぶかい しりょうだい ごう
障害当事者部会【資料第1号】

(2) けんりようごせんもんぶかい しりょうだい ごう
権利擁護専門部会【資料第2号】

3 とうじしゃいいん たいけんだん しつぎおうとう しりょうだい ごう
当事者委員の体験談と質疑応答【資料第3号】

とちゅうきゅうけい ぶん
(途中休憩10分)

4 いけんこうかん
意見交換

5 その他

はいふしりょう
【配布資料】

しりょうだい ごう しょうがいとうじしゃぶかい しょうかい
資料第1号 障害当事者部会の紹介

しりょうだい ごう けんりようごせんもんぶかい しょうかい
資料第2号 権利擁護専門部会の紹介

しりょうだい ごう けんりようご い しけつていしえん
資料第3号 権利擁護と意思決定支援

しりょうだい 4ごう りょうぶかいいいんめいぼ
資料第4号 両部会委員名簿

とうじしゃぶかい

当事者部会とは

○障害者 地域自立支援協議会の5つの部会のうちの1つで、障害理解を深めるための啓発活動等についての検討をおこなっています。

○当事者委員として、内部障害、視覚障害、肢体不自由、知的障害等様々な障害を持っている当事者の方々が部会の活動に参加しています。

○区民へ向けた障害理解を深めるための啓発活動として、過去には、広報誌の配布、学校での障害説明、文京総合福祉センター祭りへの参加、東洋大学でのシンポジウム開催などをしてきました。昨年企画されていた民生・児童委員との交流会はコロナ禍で残念ながら中止になってしまいましたが、民生・児童委員からは引き続き交流をしたいという積極的なご要望をいただいていますので、現時点で可能な開催方法等を検討して実施していく予定です。

○部会の数が増えてきたこともあり、今後の当事者部会のあり方についても話し合われています。当事者の声を他の部会に届けていくことが重要という、高山会長からの助言もあり、今回の権利擁護専門部会との合同開催が企画されました。今後も他部会との交流や傍聴を考えています。



へいせい 平成28年11月12日(土)
ねん ねん
がつ がつ
にち 日
ど 日

ぶんきょうそうごうふくし
文京総合福祉センターまつりへの参加

- ・シンポジウム開催
- ・売店での駄菓子の販売



へいせい 平成29年3月19日(土)
ねん ねん
がつ がつ
にち 日
ど 日

とうようだいがく
東洋大学シンポジウムへの参加

「当事者が活動する意義」

へいせい 平成30年第3回 障害当事者部会
ねん ねん
がつ がつ
にち 日
ど 日

へいせい 平成30年11月1日(木)
ねん ねん
がつ がつ
にち 日
もく 木

とうようだいがく
東洋大学 高山教授から津久井やまゆり園についての話を伺いました。



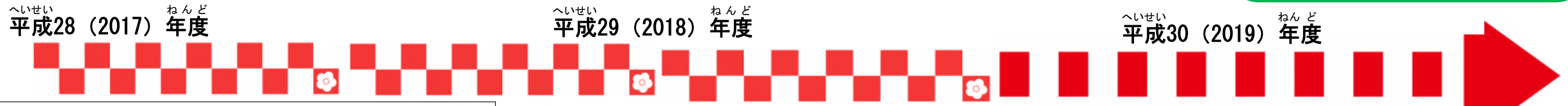
へいせい 平成29年第4回 障害当事者部会
ねん ねん
がつ がつ
にち 日
ど 日

へいせい 平成30年1月15日
ねん ねん
がつ がつ
にち 日
ど 日

ヘルプマークについての意見交換



施設入所者の方は、施設の中で生活が完結しており、閉ざされた空間で過ごしていることが問題。
環境が変わることで意思の表明が可能になっていく。



へいせい 平成28年度
ねん ねん
がつ がつ
にち 日
ど 日

しょうがいしゃさべつかいしょうほう
障害者差別解消法グッズ作成のためのお手伝い
く 句の選定のお手伝いをしました

しょうがいしゃさべつかいしょうほう
障害者差別解消法グッズ
カルタを使っての「カルタ大会」

へいせい 平成29年11月12日(日)
ねん ねん
がつ がつ
にち 日
ど 日

しょうがいとうじしゃぶかい
障害当事者部会が主体となった
ぶんきょうそうごうふくし
文京総合福祉センターまつりへの参加



くやくしょしょうがいふくしか
区役所障害福祉課にて障害理解促進のために、子供などにも障害について理解してもらうための俳句を作り、カルタ・クリアホルダー・カレンダーに掲載しました。

す すけだちくん
ヘルプカードのこうほうたいし

す すけだちくん

き きづいたら こえかけて ゆうきをだして

そ そとからは みえないふじゆう きづくかな

れ レストラン パリアフリーでいただきます

れ レストラン

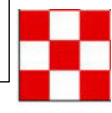
そ

き きづいたら こえかけて ゆうきをだして



へいせい 平成31年1月23日(水)
ねん ねん
がつ がつ
にち 日
すい 水

ソーシャルカフェ・サインウィズミーへ有志で行きました
「サインウィズミー」は聴覚障害のある方が経営するカフェです
店内の公用語は「手話」です



けんりょうごせんもんぶかい 権利擁護専門部会について

- しょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい ぶかい ひと
• 障害者地域自立支援協議会の部会の一つです。
- ねん かい かいかいさい
• 年に2回から3回開催しています。
- めんばー しょうがいとうじしゃ かた べんごし しほうしょし
• メンバーは障害当事者の方をはじめ、弁護士さんや司法書士さん、
みんせいいいん しょうがいしゃそうだんいん かた かんけいきかん しょうがいしゃ しえん
民生委員さん、障害者相談員の方、関係機関など障害者の支援をする
かたがた
方々です。
- しょうがいしゃ けんり まも なに はな
• 障害者の権利を守るために何ができるのかについて話しあっています。



けんりょうご かん かだい
権利擁護に関する課題を

はな あ おやかい ほうこく
話し合い、親会に報告します。

これまでの話し合いの内容

1 成年後見制度を利用するにあたっての課題

- ・いつから利用するのが良いかわからない・・・
- ・誰に相談するのが良いかわからない・・・
- ・費用負担が重い・・・

2 意思決定支援について

- ・投票支援のお話を施設職員からお聞きしました。

3 親亡き後の金銭管理における事例検討・・・など

けんりょうご い し けっていし えん
権利擁護と意思決定支援

2021年11月30日(火) 10時から12時

だい かいしょうがいとうじしゃぶかい けんりょうごせんもんぶかいごうどうかいさい
第2回障害当事者部会・権利擁護専門部会合同開催

「^{けんりようご}権利擁護」の^{ひろ}広がり

- ^{けんりようご}権利擁護という^{ことば}言葉は、^{ねんだい}2000年代に^{ひろ}広く^{ふきゅう}普及しました。
 - ^{ねんだい}2000年代は、^{かいごほけんせいど}介護保険制度や^{せいねんこうけんせいど}成年後見制度が^{ととの}整った^{ころ}頃です。
 - 「^{けんりようご}権利擁護」という^{ことば}言葉は、^{こうれいしゃ}高齢者、^{しょうがいしゃ}障害者の^{ほか}他にも、^こ子ども、^{ほーむれす}ホームレス、^{がいこくじん}外国人など^{さまざま}様々な^{かた}方に対して^{たい}つか
- ^{つか}使われています。



けんりようご 権利擁護とは？

なん じじょう じぶん おも かんが ほか ひと つた
「何らかの事情によって、自分の思いや考えを他の人に伝える

ことができず（あるいは伝え方が弱いため）、日常生活において

ふり たちば お ひと しえん かつどう
不利な立場に置かれている人たちを支援する活動」です。

けんりようご かんが かた へんか 権利擁護の考え方の変化①

- かつては、「けんりようご」ということばは「だいべんかつどう」であると

かんが
考 えられてきました。

- とうじしゃいがい ひと とうじしゃ しゅちょう いっぱんてき
当事者以外の人が当事者について主張することが一般的だったのです。
- しかし、そうしたかんが かた いま おお へんか
考え方は、今、大きく変化してきています。
- はいけい
その背景として、2006年のねん しょうがいしゃけんりじょうやく
障害者権利条約があります。

けんりようご かんが かた へんか 権利擁護の考え方の変化②

- しょうがいしゃけんりじょうやく ほんにんじしん いしけつてい しえん
障害者権利条約では、「本人自身による意思決定を支援することが

けんりようご きほん あき
権利擁護の基本であること」が明らかにされました。

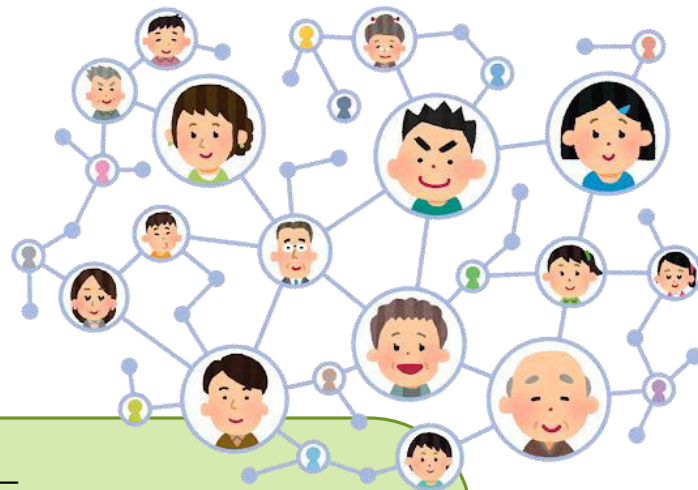
- それにより「他人による本人に関する決定」から「本人による意思

けつてい たにん しえん かんが かた おお へんか
決定の他人による支援」へと、考え方が大きく変化しました。

- だいこうけつてい いしけつていしえん へんか かくじつ すす
「代行決定から意思決定支援へ」という変化は確実に進んでいます。

けんりようご にな て だれ 権利擁護の担い手は誰？

ほんにん かか すべ ひと にな て
本人に関わる全ての人が担い手です。



- ほんにん せいかつ しえん ひとびと へるぱー
• 本人の生活を支援する人々（ヘルパーなど）
- ほんにん そうだん うけるひとびと けあまねーじゃー
• 本人から相談を受ける人々（ケアマネージャーなど）
- ほうりつ かか しえん ひとびと こうけんにん
• 法律に関わる支援をする人々（後見人など）

せんもんしょく だいでなく、ともだち かぞく すべ ひと かか
専門職だけでなく、友達、家族など全ての人に関わっています。

い し けってい しゅるい 意思決定の種類

① A さんのことは A さんが決め（自己決定）、それを支援する。

これが意思決定支援です。

これに対して、

② A さんのことを B さんが決める（代行決定）

ただし B さんの思いで決めるわけではない。

③ A さんのことを関係する B さんと一緒に決める

④ A さんのことを B さんが決めて A さんが同意する

びー かんが
B さんの考えで
えー
A さんのことを
けってい
決定するのは
たしゃけってい
他者決定。

い し け っ て い し え ん し ゅ る い 意思決定支援の種類

い し け い せ い し え ん ① 意思形成支援

ひつよう じょうほう ていきょう たよう せいかつけいけん かくほ
→ 必要な情報を提供したり、多様な生活経験を確保すること

い し ひ ょ う め い し え ん ② 意思表示支援

こみゆにけーしょんしゅだん くふう ほんにん はな かんきょう
→ コミュニケーション手段の工夫、本人が話しやすい環境づくり

い し じ つ げ ん し え ん ③ 意思実現支援

ほんにん おも じつげん
→ 本人の思いを実現すること

①から③の繰り返しのなか、多くの実体験が重ねられます。



まとめ

- 「^{けんりようご}権利擁護」や「^{い し け っ て い し え ん}意思決定支援」という^{ことば}言葉は、^{は っ て ん}発展
^{と ち ゅ う}途 中 の ^{ことば}言葉です。
- ^{とう じ しゃ}当事者の方々の^{か た が た}声を ^{こ え}伺い、^{う か が}皆 ^{みな}さんで ^{かん が}考 えてみませんか？

^{さんこうぶんけん}

【参考文献】

1. ^{にほんふくしだいがくけんりようごけんきゅうせんたーかんしゅう}日本福祉大学権利擁護研究センター監修 ^{けんりようご}『権利擁護がわかる意思決定支援
^{い し け っ て い し え ん}』
2. ^{こうえきしゃだんほうじん}公益社団法人 ^{にほんしゃかいふくししかい}日本社会福祉士会 ^{へん}編 ^{け っ て い し え ん じ っ せ ん}『意思決定支援実践 ^{は ん ど ぶ っ ぐ}ハンドブック』
^{みんじほうけんきゅうかい}民事法研究会、^{ねん}2019年



No.	障害当事者部会			権利擁護専門部会		
	役職	氏名	所属等	役職	氏名	所属等
1		タカヤマ ナオキ 高山 直樹	東洋大学 社会学部社会福祉学科教授		タカヤマ ナオキ 高山 直樹	東洋大学社会学部社会福祉学科教授
2		シムラ ケンイチ 志村 健一	東洋大学 社会学部社会福祉学科教授	部会長	マツタ コウイチ 松下 功一	文京槐の会 は〜と・ピア2施設長
3	副部会長 当事者委員	フクダ ミサコ 福田 美紗子	(身体)		フジエダ ヨウスケ 藤枝 洋介	障害者就労支援センター所長
4	当事者委員	チケマ セイジ 竹間 誠次	(知的)		ミノグチ カズユキ 美濃口 和之	障害者基幹相談支援センター副所長
5	当事者委員	ナガノ エイイチロウ 永野 栄一郎	(知的)		アダチ ユウジ 安達 勇二	文京地域生活支援センターあかり
6	当事者委員	コノノ けんし 河野 孝志	(身体・視覚)		ウラザキ ヒロヤス 浦崎 寛泰	ソーシャルワーカーズ法律事務所(弁護士)
7	部会長 当事者委員	コニシ ケイイチ 小西 慶一	(身体)		ハコイシ マミ 箱石 まみ	(公社)成年後見センター・リーガルサポート東京支部(司法書士)
8	区委員	ハタナカ タカシ 畑中 貴史	障害福祉課長		ヤスタ コウイチ 安田 剛一	民生委員・児童委員協議会大塚地区副会長
9	補助人	マツタ コウイチ 松下 功一	竹間委員補助人		ヤマグチ ケイコ 山口 恵子	知的障害者相談員
10				副部会長	シンボリ トシユキ 新堀 季之	社会福祉士(高齢者あんしん相談センター駒込センター長)
11					ヒライシ ススム 平石 進	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター係長
12				当事者委員	スギウラ コウスケ 杉浦 幸介	障害当事者
13				当事者委員	クメ カズ江 久米 佳江	障害当事者
14				区委員	シバ ナオキ 渋谷 尚希	障害福祉課身体障害者支援係長(身体障害者福祉司)
15				区委員	アライ サキ 荒井 早紀	障害福祉課知的障害者支援係長(知的障害者福祉司)
16				区委員	タカマツ イズミ 高松 泉	予防対策課保健指導係長(保健師)
17				区委員	サウ ヨウジ 佐藤 祐司	予防対策課精神保健係長
18				区委員	アンドウ ヒロコ 安藤 浩子	福祉政策課地域福祉係主査
	事務局	障害者基幹相談支援センター (美濃口・林・立柳・關)		事務局	文京区社会福祉協議会 (平石・山田)	